

P2-050

在宅で幼児期の重症心身障害児を育てる母親の育児ストレスとその関連要因

齋藤 美奈子、野田 智子

埼玉医科大学大学院看護学研究所

【はじめに】

新生児医療の進歩、家族中心療養の推奨、ノーマライゼーション理念の普及により、在宅療養の重症心身障害児（以下、重症児）が増加している。このような重症児を育てる母親に対する医療的ケアや日常生活介護といった身体的負担への支援は増加してきている。しかし、子どもを育てるといった親役割から生じる悩みや不安（以下、育児ストレス）への支援は少ない。

【目的】

在宅で幼児期の重症児を育てる母親の育児ストレスとその関連要因を明らかにし、支援の示唆を得る。

【方法】

全国重症心身障害日中活動支援事業所と全国訪問看護事業所から承諾の得られた66施設を利用する、幼児期の重症児を育てる母親406名を対象に質問紙調査を実施した。調査期間は2017年6月～8月、調査内容は目的変数をKGPSI（親領域）とし、説明変数を母親の個人要因、子どもの特徴要因、療養環境要因の全26項目とした。分析は2変量解析（t検定、一元配置分散分析）、多変量解析（重回帰分析）を施行した。

【倫理的配慮】

所属大学の倫理審査委員会の承認を得て実施した。（承認番号M-76）

【結果】

回収数は177部（回収率44%）、回答に欠損がある者、本研究の重症児定義に該当しない者を除いた135名（有効回答率76%）を分析対象とした。重回帰分析の結果、「育児相談相手としての夫の存在」（ $\beta = -0.336, p = 0.000$ ）、「同居実母の育児医療的ケアサポート」（ $\beta = -0.186, p = 0.024$ ）、「アイコンタクト」（ $\beta = -0.226, p = 0.005$ ）、「排泄介助（導尿・浣腸）」（ $\beta = -0.219, p = 0.007$ ）が関連要因として抽出された（説明率17.7%）。

【考察】

育児相談相手としての夫の存在あり、同居実母の育児医療的ケアサポートありと回答した母親の育児ストレスが低かったことから、夫の情緒的サポート、実母の手段的サポートが母親の支えになっていると考えられた。したがって、母親個人に対する支援のみならず、家族単位として支援することの重要性が示唆された。また、子どもとアイコンタクトがとれることは、母親の子どもに対する愛着が高まるため、育児ストレスが低かったと考えられた。さらに、導尿・浣腸等の排泄介助のあることは、予期せぬおむつ替えにより生活リズムを崩されることが少なくなるため、育児ストレスが低かったと考えられた。このことから、重症児の成長発達の特徴やその特徴に応じた関わり方など、養育に関する支援の重要性も示唆された。

P2-051

医療的ケアを必要とする障害のある学生の修学支援における医師の役割～「大学入試センター試験」受験支援の経験から～

岸 和子¹、竹谷 健¹、小黒 浩明²¹島根大学医学部 小児科²島根大学医学部 神経内科

【緒言】

小児医療の進歩により、医療的ケアを必要とする障害のある学生は増加している。一方、「障害者差別解消法」は「合理的配慮」の提供を義務づけた。我々は医療的ケアを必要とする重度身体障害のある学生2名の「大学入試センター試験」受験支援を、主治医として経験した。各々細やかな多数の配慮が必要であったが、関係者が早期から連携し、要望する配慮事項を具体的に申請した結果、全て認可され順調に受験できた。今回の経験を報告し医師の果たすべき役割について考察した。

【症例】

18歳（高3）女性2名（A、B）。ともに電動車いす移動。A人工呼吸器装着。公立高校生。B自力座位困難。特別支援学校生。（1）出願までの流れ：9月初旬医師作成「診断書」と学校作成「状況報告書」を添えて「受験上の配慮出願前申請」した。9月中旬「配慮事項審査結果通知書」が届き確認した。10月「配慮出願前申請済届」を添えて出願した。（2）認可された配慮事項：受験場所：大学病院隣接会場。乗用車での入構。個室受験。洋式トイレに近い試験室。医療的配慮：特製椅子・机、筆談ボード、休憩用マット持ち込み。医療機器持ち込み（人工呼吸器、吸引器、加湿器等）。試験室内への学校看護師/付添者の配置。付添者控室確保と休憩用物品持ち込み。解答方法：A文字解答、Bマークシートへのチェック解答。B1.3倍の時間延長。Aリスニング用ヘッドホン貸与。前日・当日の配慮：呼吸器予備器等休憩室への前日持ち込み許可。当日悪天候で時間前入構許可。（3）当事者の感想：医療的ケア担当者の試験室内配置は安心できた。要望した配慮が全て認可されるか、とても不安だった。寒くて字が書きにくかった。A ストープで空気が汚く咳が出た。B試験時間延長のため昼食時間が短く全部食べられなかった。

【考察と結語】

二人とも高校入学直後から大学進学を希望した。学校と医療機関は密に連携し、福祉・行政関係者も交えて高校での修学支援を構築した。早期からの多職種連携により多様な支援が可能になった。要望した受験上の配慮が全て認可されたことには、疾患の特徴や本人の医療的状況、医療的ケアや受験上配慮の必要性を詳細に記述した医師の「診断書」が有用であったと考える。当事者、関係者にとって「障害者差別解消法」は大きな支えであった。医師は多職種と連携して、障害のある学生が将来の希望を失わないように支援する役割を果たさなければならない。